

## インボイス制度における適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

これに伴い、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合では、会計別に適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。

### 適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号

会計名	登録番号
一般会計	T5000020069655
水道事業会計	T2800020004377
公共下水道事業会計	T7800020003110
尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計	T7800020004389
大石田町特定環境保全公共下水道事業会計	T6800020003111

\* 国税庁のホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」にて上記の登録番号を入力することで、登録情報をご確認いただけます。

## 水道料金等の適格請求書（インボイス）の発行について

水道料金及び下水道使用料等の適格請求書（インボイス）の対応については、別途お知らせいたします。

## 適格請求書（インボイス）交付のお願い

制度開始となる令和5年10月1日以降、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と工事請負、業務委託及び物品納入等の請求を行う際に、消費税の納税義務のある課税事業者は、適格請求書（インボイス）を交付していただくようお願いいたします。

適格請求書（インボイス）を発行するためには、登録申請を行い「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

登録の手続等については、国税庁のホームページをご確認ください。